

資料1

国と地方の税制を考える会(平成15年8月5日)開催結果

平成15年8月7日作成
岐阜県(国と地方の税制を考える会事務局)

1 国庫補助負担金の廃止と財源移譲の手法等に関する論理的分析と戦略の作成**リーダー：岡山県**

(主な論点)

- ・義務的経費(100%財源措置)のリストアップ、移譲財源の削減があっても財源移譲を行うべきもの(地方の裁量で執行すべきもの)の抽出、あるいは交付金化すべきものの抽出
- ・奨励的補助金の見直しに関する分析
- ・以上を踏まえた国庫補助負担金の廃止と財源移譲に関する段階を踏んだ戦略的手法の構築

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・岡山県で実施した全国知事会による調査結果を前提とした国庫補助負担金の廃止と財源移譲に関する岡山県なりの考え方の提示

2 地方財源の必要十分な確保のための戦略**リーダー：香川県**

(主な論点)

- ・財源措置がなされず、補助金だけが削減されることのないような対政府・与党等への戦略、条件整備
- ・奨励的補助金の削減手法(ex.箇所数減による奨励的補助金の削減という手法)のあり方、統合補助金化、地方交付税総額を増額しないままの地方交付税による代替財源の措置(一般財源化)についての評価、国と地方との協議をうまく進めるための戦略と条件整備

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・上記についての具体的なアイディアの提示

3 国と地方の関係、役割分担

リーダー：三重県

(主な論点)

- ・国と地方の役割分担、事務の再配分について継続的に検討・点検し、マスコミ等各方面に訴えていく戦略的手法の構築

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・具体的策についてのたたき台の提示

4 市町村合併を踏まえた市町村にとっての地方分権のあり方

リーダー：秋田県

(主な論点)

- ・市町村の立場からの、市町村合併の進展という状況を踏まえた都道府県と市町村の役割分担、制度のあり方と、税財源移譲等三位一体改革の進め方

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・具体的な検討方策の提示

5 基幹税による税源移譲を含む抜本的な税源配分の見直し

リーダー：福井県 「構想日本」と連携して)

(主な論点)

- ・基幹税の移譲を求める理論的根拠の構築
- ・抜本的な税源移譲の手法
- ・地方自治体の税に対する課税能力、納税確保能力の強化
- ・地方消費税等の算定方法に見るような交付税的な機能による補助負担金、地方交付税への依存からの脱却

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・基本的な考え方の提示

6 国の関与を排除するための通則の制定等

リーダー：滋賀県 「構想日本」と連携して)

(主な論点)

- ・地方自治を阻害している国の規制の事例収集、その緩和、国による規制のあり方等に関する通則の制定
- ・下記「秋田県担当分」を含めた全体の整理

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・滋賀県が自ら行った事例調査結果の提示、他県への調査方法の提示

リーダー：秋田県

(主な論点)

- ・国及び県による市町村への関与・規制の事例・問題点の整理

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・具体的な調査・検討方策の提示

7 国の事務事業の点検

リーダー：新潟県

(「構想日本」で具体的な企画をまとめ、新潟県はまとめ役として)

(主な論点)

- ・「国の事務の点検委員会（仮称）」の設置
- ・国の事務事業の点検の実施

(当面次回開催の9月までに行うことが期待されるもの)

- ・具体的な考え方の提示

8 県等の事務事業の点検、あるべき姿による仕分け

- ・県分の仕分け作業について、未実施県において実施
- ・市町村分の仕分け作業について、各県1団体は実施

国庫補助負担金の廃止等に関する調査結果について

三位一体の改革を推進する上で、廃止等すべき国庫補助負担金を国等に提案していく目的で行った標記調査について、本県の結果を次のとおりとりまとめた。

1 調査対象

平成15年度当初予算に計上した全ての国庫補助負担金 387件 1,224億円

2 存廃の区分

- (1) 地方分権推進の観点から、存続すべき国庫補助負担金は、災害関係、国家補償的なもの、財源の性質上（石油税、電源開発促進税等）一般財源化になじまないもの、地域的な偏りのため税・交付税による措置が困難なものに限定。 42件 42億円(3.4%)
- (2) 上記以外は、直ちに、あるいは将来的に廃止。 345件 1,182億円(96.6%)

3 廃止すべき国庫補助負担金の区分

本来的に国の事務であり国において執行するもの（28件、38億円）以外は、税源移譲等一般財源化し、国から地方へ財源移譲すべきである。 317件 1,144億円(93.5%)

- (1) 廃止する国庫補助負担金が充当されている事務事業の執行が、裁量の余地が少なく義務的である次のものについては、全額の財源措置が必要である。
 - ・人件費に係るもの
 - ・法令等により一定額の事務事業費を要するもの（法施行事務費等）
 - ・維持補修費に係るもの
 - ・都道府県の裁量の余地なく経費が確定するもの（生活保護費、医療費等）
 85件 660億円(αのうち 57.7%)
- (2) その他のものは、事務事業の効率化、進度調整等による縮減が可能であり、国・地方を通じて事業自体の廃止も含め、必ずしも全額の財源措置は要しない。
 232件 484億円(αのうち 42.3%)

4 今後3年間に廃止・一般財源化すべきもの

- 地方分権のための改革であり、地方が裁量を発揮できる分野から着手すべきとの観点、また、国・地方を通じた歳出水準の抑制の観点から、3(2)のものを優先して廃止・一般財源化すべきである。
- 3(1)についても、人件費に係るもの、法令等により一定額の事務事業費を要するもの、維持補修費に係るものは、地方の自主性拡大、補助金申請等の事務負担軽減等の観点から、早期に廃止・一般財源化すべきである。

5 存続する国庫補助負担金についての対応

存続する国庫補助負担金であっても、国が箇所付けしない運用を徹底するなど、極力、交付金化等を図り、地方の事務負担軽減、自主性の拡大等に資するものとすべきである。

国庫補助負担金の主な見直し結果

区分				主な国庫補助負担金名	国庫金額
	%	%	件	億円	百万円
1 廃止すべきもの	96.6	345	1,182		
(1) 廃止して地方が実施等	100.0	93.5	317	1,144	
① 義務的なもの	57.7		85	660	生活保護費負担金 義務教育費・公立養護学校教育費国庫負担金 公共事業(維持修繕系) 精神保健対策費補助金 離職者等職業訓練費交付金、職業転換訓練費交付金 など
② その他のもの	42.3		232	484	公共事業(新設改築系) 中小企業経営資源強化対策費補助金 協同農業普及事業交付金、林業普及指導事業交付金 等 農業経営対策事業費・新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金等 など
(2) 廃止して国が実施	3.1	28	38		原爆被爆者手当交付金 障害防止対策事業費補助金（防衛施設周辺障害防止事業費） 石油貯蔵施設立地対策費等交付金 など
2 存続すべきもの	3.4	42	42		河川等災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費補助金 等 電源立地等推進対策補助金 など
合 計	100.0	387	1,224		

「地方財源の必要十分な確保のための戦略」等について

【課題・論点】

●地方財源の必要十分な確保のための戦略

(具体的論点〈問題意識〉)

- 補助金の削減が3年間で行われるため、削減される年度に対応して財源措置が行われない可能性がある。(財源措置を税源移譲で行うには、毎年、国・地方間の税制改正を行う必要があるが、後回しにされる可能性が高い。)
- 財源措置がなされず補助金削減のみが行われた場合に、地方自治体が提供している行政サービスにどのような影響があるかについて国民の理解が得られていない。(そもそもこの問題についての関心がない。)
- 政府に補助金の見直しだけの「つまみ食い」をさせず、「三位一体の改革」として実現すること。
- 安易な補助金の見直し(補助率の低減、補助対象箇所数の削減)をさせないこと。

【展開のポイント】

(検討の方向性・進め方)

- 国民に関心を持ってもらう、国民に支持をしてもらう戦略を検討。
- 内閣、国会議員を味方に付ける戦略を検討。
- 地方自治体側を一枚岩にする戦略を検討。

《戦略的に展開するためのアイディア》

- 財源措置がなされず、補助金だけが削減された場合の地域生活への影響について
 - 1)新聞広告等のマスメディアを使いPRを行う。
 - 2)シンポジウムを開催し、国民への周知を図る。
 - 3)総理大臣等に対し、知事から説明を行う。または、政府への公開質問状の提出する。
- 国会議員に対し、削減補助金に対する財政措置の可否について公開質問状を送付する。
地方財政等についての認識度を確認する。
- 義務的補助金の削減については、100%一般財源化を主張する代わりに、100%財源措置を求める補助金を提示し、地方の削減努力をPRする。
- 補助金の見直しを行い、廃止して地方が実施すべき事業などを公表する。
- 補助金削減検証委員会の設置。
国民生活に与える影響をまとめる。
- 全自治体のHPでキャンペーンを展開する。
- 3000自治体での「補助金の一方的な削減措置反対」宣言・決議(議会)を。
- 各政党のマニフェストへ採り入れるよう提言活動を行う。
- 都道府県と市町村の関係も含めて、温度差を作らない。
 - 1)一致団結し、落ちこぼれを出さない。
 - 2)権限と財源が原則一致することを全面に打ち出す。

【課題・論点】

●国庫補助負担金見直しのあり方と、税財源移譲のあり方

(具体的な論点〈問題意識〉)

- 奨励的補助金の削減手法 (ex.箇所数減による奨励的補助金の削減という手法) のあり方、統合補助金化、地方交付税総額を増額しないままの地方交付税による代替財源の措置 (一般財源化) についての評価、国と地方との協議をうまく進めるための戦略と条件整備

【展開のポイント】

(検討の方向性・進め方)

- 国庫補助負担金見直しは、あくまで地方の自主・自立による地方分権に向けて行われるものであること。
- 地方それが行政責任を果たすためには、財源もその責任に応じて主体的に調達されること。

(展開のための切り口)

- 見直されるべき国庫補助負担金の性格と、その性格に応じた的確な財源移譲がなされること。

《戦略的に展開するための主張と理論武装》

- 奨励的補助金の削減は、補助金単位で全面廃止し、税源移譲すべきである。

(評価と理論武装の切り口)

- ・補助負担金のもつ制約が地方の自主性阻害や不効率などの弊害を生じてきた。
- ・よって、地方の創意工夫を活かし合理的な施策推進を図るため、対象となる奨励的補助金は全面廃止し、税源移譲すべきである。

- 統合補助金化等については、対象事業の性格や補助基準について検討が必要である。

(評価と理論武装の切り口)

- ・国と地方の役割分担見直しの中で、地方が実施すべき事業に係る国庫補助負担金は廃止し、税源移譲すべきである。
- ・今後とも国庫補助負担金を継続する事業についても、統合補助金化等を進めるほか、補助基準等の柔軟性を確保することが必要である。

- 地方交付税を増額しないままの地方交付税化 (一般財源化) は容認しがたい。

(評価と理論武装の切り口)

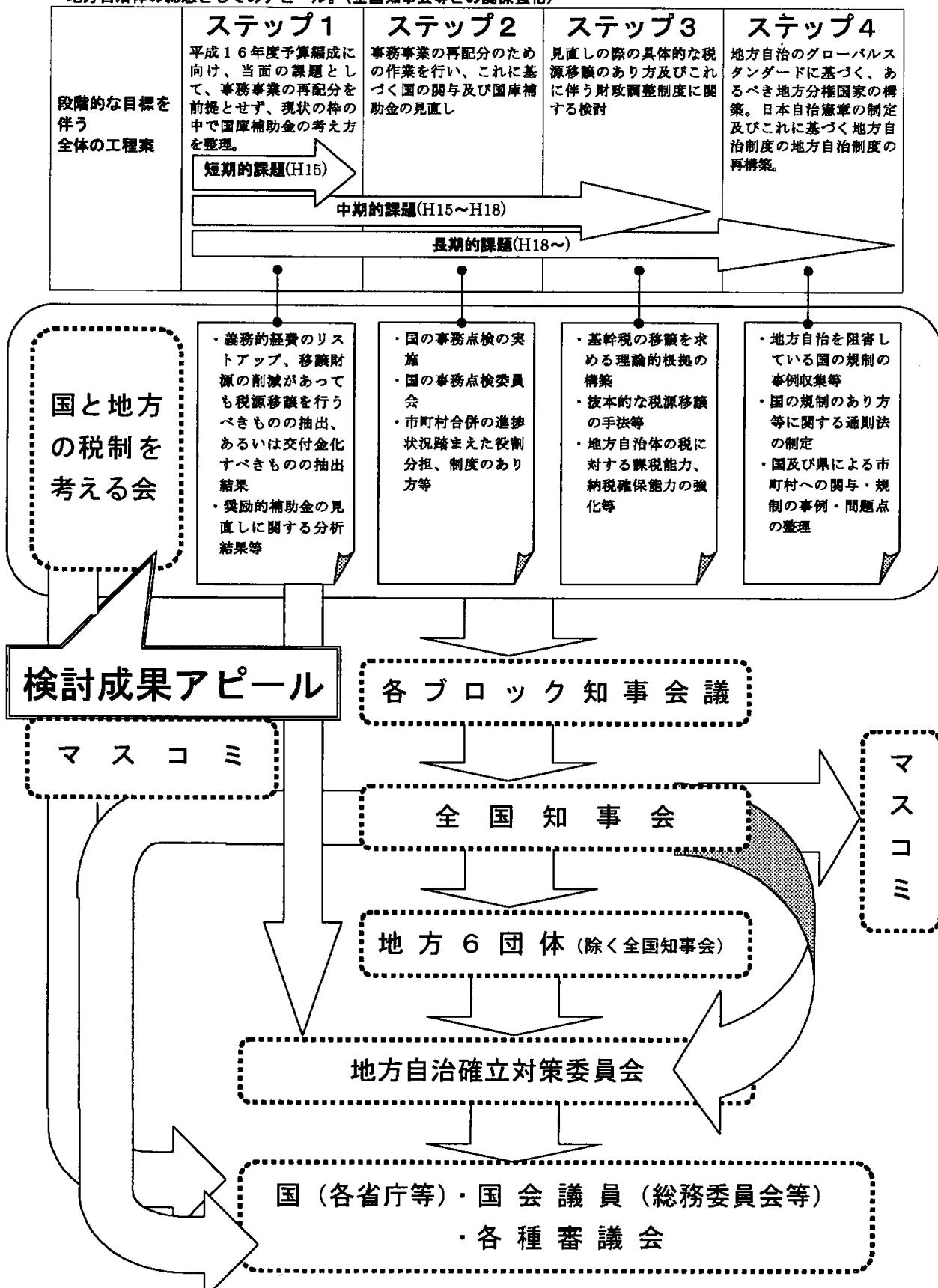
- ・国庫補助負担金の一般財源化は、先ず税源移譲であるべきである。
- ・その上で、地方交付税についても、今後の方が実施すべき事業と財源のあり方の観点から、今後の国庫補助負担金、地方税と共に総合的に議論されるべきものである。

資料4
(三重県)

国と地方の役割分担、事務の再配分について継続して訴えていくための戦略

—ステップを踏みながら最終目的を達するために—

- ・全体の工程（短期的課題、中期的課題、長期的課題）を、より具体的なスケジュールとともに明示。（最終目標の提示）
- ・ステップ（段階）に応じた素材（検討成果）の提供及びステップごとの進捗の確認。
- ・地方自治体の総意としてのアピール。（全国知事会等との関係強化）



〔市町村合併をふまえた市町村にとっての地方分権の
あり方についての検討資料〕

報告内容

1 都道府県と市町村の役割分担

- (1) 市町村の果たすべき役割について
- (2) 都道府県と市町村の役割分担について
- (3) 市町村側の課題

2 市町村からみた三位一体改革

- (1) 三位一体改革の進め方について
- (2) 市町村に対する国・県の関与の排除について

3 具体的な検討手順

【参考資料】

- 1 市町村と都道府県の事務分担の例
- 2 市町村から移譲等の要望がある事務・権限
- 3 市町村からみた国庫補助金等の問題点
- 4 法令等による国・県の関与の事例

秋田県

1 都道府県と市町村の役割分担

(1) 市町村の果たすべき役割について

- ① 事務事業の役割分担に関しては、全国知事会の「地方分権下の都道府県の役割」（2001年7月）や地方分権改革推進会議の「事務事業のあり方に関する意見」（2002年10月）をはじめ、様々な提言がなされているが、国と地方、とりわけ都道府県に関するものが多く、市町村の目線に立ったものが少ない。
- ② 地方分権を推進していくためには、市町村が自立してまちづくりを進めることができる「地域主権」を目指すべきであり、市町村合併もその方策のひとつである。
- ③ そのためには、従来の枠組みを維持しながら国から地方へ権限を移譲するだけの地方分権ではなく、住民に身近な事務はできる限り住民に身近な市町村が行うという方向に転換していくべきである。

(2) 都道府県と市町村の役割分担について

- ① 地域主権を目指すとすれば、市町村が担うべき業務は何かを最初に考えるべきである。
- ② 次に、二重行政を生じないように、都道府県が補完すべき役割は何かを整理し、さらに、残った分野を国が担うものと考えるべきである。
- ③ 今後市町村合併が進むと、規模・能力が充実強化されることになるので、県は市町村が住民に身近な事務を総合的に処理できるよう可能な限りサポートする。
- ④ その際、都道府県はエリアを含め、その役割分担からみても道州制への移行を考えていくべきである。

(3) 市町村側の課題

- ① 市町村合併の議論は、当面の財政基盤の強化に主眼が置かれており、自らの役割分担に基づいて、権限を強化するという意識が低いのではないか。

- ② 役割分担の徹底した議論を進めることで、権限を「移譲」という考え方よりも、「本来市町村が保有すべき権限」という視点に変えていく必要がある。
- ③ 「小さくともきらりと光る町村」があってもよいが、財政基盤を考えれば、基礎的自治体としての役割を果たすため、どのような規模が必要か自らが判断しなければならない。
- ④ これからの中間組織を考えると、住民自らが負担と受益の質・量について判断し、それに基づいて適切なサービスを選択できる制度にすることを基本にすべきである。

このため、地域自治組織の導入はもとより、NPOやボランティアなどの民間セクターとも協働し、自治体の規模や地域特性に応じた新たな住民自治を形成していく必要がある。

2 市町村からみた三位一体改革について

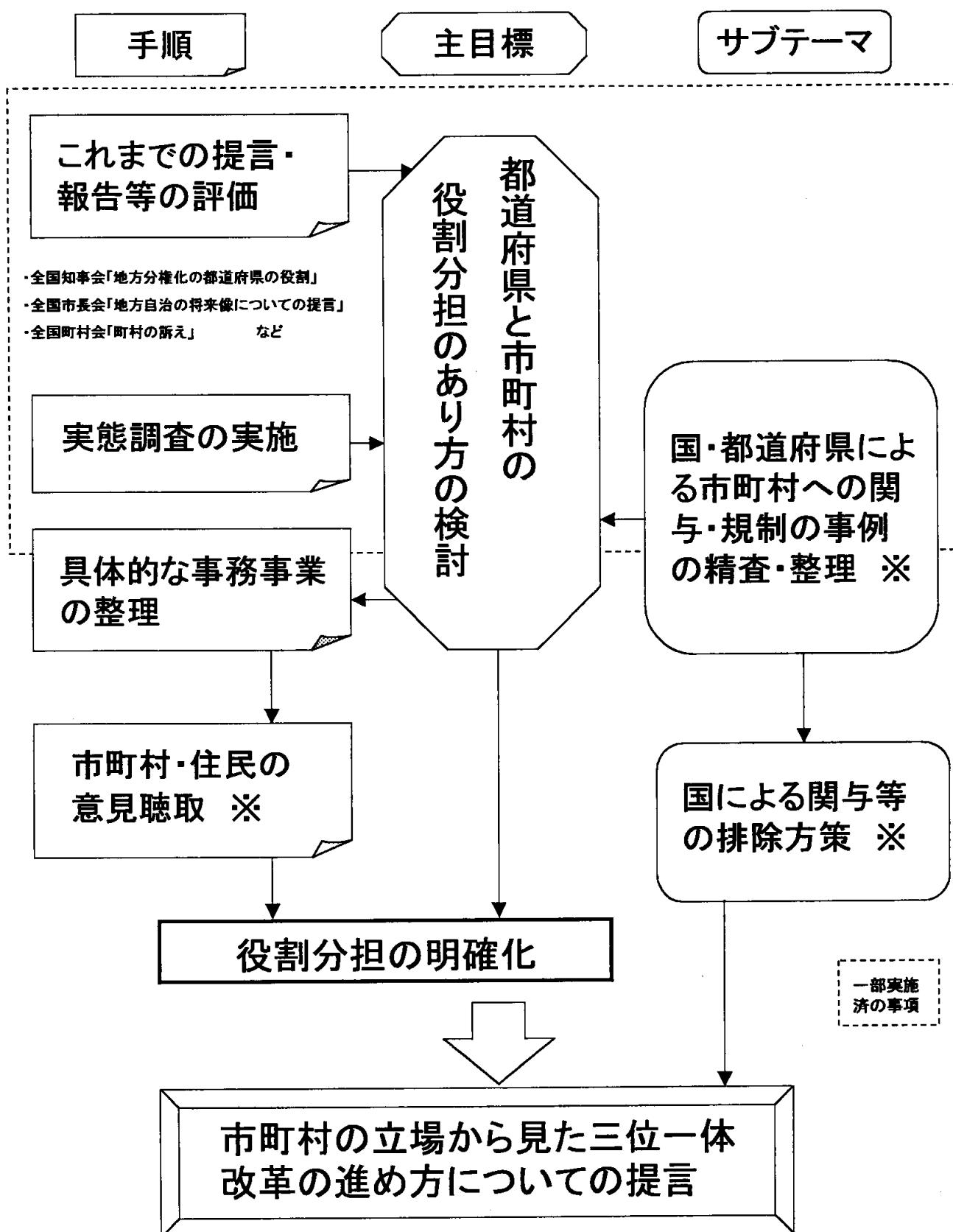
(1) 三位一体改革の進め方について

- ① 国では補助金廃止の範囲内で税源移譲を進めようとしているが、それは、国と都道府県、さらには都道府県と市町村の役割分担を踏まえて行われるべきである。
- ② そのうえで、国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲は、偏在性が少なく、安定的に確保できるよう基幹税を中心として行われるべきである。
- ③ 地方交付税については、地域間の財政力格差を是正する観点から財政調整機能が堅持されるべきである。また、このこととは別に、法令等による義務づけへの対応や一定水準の行政サービス（ナショナル・ミニマム）を確保するためには、地方が必要とする財源が確保される必要がある。

(2) 市町村に対する国・県の関与の排除について

市町村が担うべきとされた事務事業については、市町村が自主的な判断で責任ある事務執行ができるよう、税源移譲等によって必要な財源が確保される必要あるが、その場合、国・県の関与・規制等が排除されなければ市町村の創意工夫や自主的な財政運営が困難となる。

3 具体的な検討手順



※ 各県から情報を持寄る必要がある

【参考資料 1】

市町村と都道府県の事務分担の例

区 分	市 町 村	都 道 府 県
保健・医療・福祉	・基本的な保健、医療、福祉サービスの提供	・高度・専門的な保健、医療サービスの提供 ・医療供給体制の整備と医療監視
国土保全	・域内で完結する治山、治水事業	・市町村の圏域を超える治山、治水事業
防災	・消防 ・初期的、地域限定的な防災	・広域的な防災 ・危機管理対策
生活基盤整備	・域内で完結する全ての生活基盤の整備（道路、下水道等）	・市町村の圏域を超える広域的な生活道路、流域下水道等
産業基盤整備	・農業基盤、林道、漁港の整備 ・商業関係施設の整備	・空港、港湾の整備
環境・衛生	・一般廃棄物対策 ・衛生指導、公害監視	・産業廃棄物対策 ・広域的な衛生監視、公害対策
教育	・義務教育が中心（その規模に応じて高校教育、中高一貫教育等）	・高校教育が中心（その規模に応じて大学教育も）

人材育成	・人的資源の育成、指導	・人材育成支援（研修、派遣）
新たな行政課題への対応	・実践	・調査・研究

【参考資料2】

市町村から移譲等の要望がある事務・権限

事務の種類	市町村からの意見
農地転用の許可	まちづくりのため、2箇以下の中の許可事務を移譲してほしい。
農業振興地域の指定解除の同意	農業振興地域内の農用地利用計画の変更に対する県の同意をなくしてもらいたい。
保安林の指定解除	保安林の指定解除の権限を移譲するよう国に働きかけてもらいたい。
林地開発の許可	企業誘致の場合など、農地転用と林地開発がセットでないと非効率である。
有害鳥獣（ツキノワグマ）の駆除	住宅密集地近辺におけるツキノワグマの駆除は、緊急な判断をするため、駆除事務を移譲してほしい。
旅券の発給	県の法定受託事務であるが、市町村ができることとなれば、住民に対して大きなPRとなる。

- ◆ これらの要望に対し、国や県は広域的対応や全国統一した運用を理由として移譲に否定的であるが、市町村の受け入れ体制に応じて移譲を進めていくべきである。

【参考資料3】

市町村からみた国庫補助負担金の問題点等

本来市町村が行うべき事業でありながら、財源を国庫補助負担金に依存している実態があり、個々の補助金等についても次のような問題点が指摘された。

- ◇ 少額補助金等で事務の煩雑さに比してメリットが少ないもの、現場の声が反映されないものや事業効果があいまいなもの等は廃止されても特段の支障はない。
- ◇ 基準単価や基準面積等が実情に即してないものや国の予算の関係で補助額が削減されたり、補助対象事業が制限されるなどにより市町村の持ち出しが増え、いわゆる超過負担を強いられており改善を望む声が多い。
- ◇ 国の責務を明確にする観点から応分の負担をすべきものや発足間もない制度であり、制度の定着化が必要なものは国庫補助負担金として存続すべき。
- ◇ 実質民間への補助であり市町村が関与する余地が少ないものは実施主体に移管すべき。
- ◇ 現行の各種補助金等は全国画一的な面があり、地域の特色に応じた柔軟性のあるものとすべき。

【参考資料4】

法令等による国・県の関与の事例

- 農業委員会は市町村の必置行政委員会となっているが、農地面積の少ない市町村にあっては運営上の負担が大きく非効率な面がある。
- 社会福祉法人は幼稚園を経営することができないため、幼・保一元化経営ができず、利用者の利便性の向上や効率的な運営を阻害している。
- 農業振興地域整備計画は市町村の自治事務とされ、許可制度から協議制度に移行したが、実際は県から国の定めたガイドラインに沿った全国一律の指導がなされている。
- 施設等の建設に義務づけられている計画（プラン）は、作成に多額の費用を要するのみならず、計画が有効に活用されていない面もある。
(例) 公営住宅整備に係る「住宅マスタープラン」や「住宅ストック調査」
公園整備に係る「緑の計画」など
- 年度途中で補助金に残が生じないようにとの理由で、事業費の上乗せを依頼され、不必要と思われるものまで行わざるをえない場合がある。

基幹税による税源移譲を含む抜本的な税源配分の見直し

福 井 県

I 基幹税による税源移譲の必要性とそのあり方

1 税源移譲にあたっては、国と地方の税収と歳出の乖離を是正するとともに、税源の偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するべきである。このためには、税源移譲は、税源に伸張性があり、納税者が多数存在する基幹税目を中心に行われる必要がある。

- ・ 所得税は、税源の偏在が少なく、税収の安定性という点で優れており、個人住民税への税源移譲が行われるならば、地域住民が広く負担を分かち合い、受益と負担の関係を明確にできるとともに、地方が税負担を自己決定できる税として、税源移譲の対象にふさわしいものである。
- ・ また、消費税は、地方消費税が地方分権の推進、地域福祉の充実等の観点から創設され、精算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目として定着しており、税源移譲の中で主要な位置を占めるべきである。
- ・ 法人税については、景気による税収の変動が大きく、税収の安定性とともに税源の偏在性の点から問題があると考えられるため、税源移譲については、上記の二税を中心に考えていきたい。

2 税源移譲は、国と地方が具体的にどのような行政サービスを行うべきかといった事務事業のあり方の議論を土台として成り立つものであり、国の財政の話に矮小化されてはならない。

II 当面の課題（平成16年度税源移譲にどう対処するか）

単純な税源移譲では、移譲される税収の多くが、大都市圏の地方公共団体に集中するため、水平的財政調整に配慮した税源移譲が行われるべきである。

〔論点1〕税源移譲の枠組みの中で、どのような制度を構築・提案するべきか。

〔論点2〕税源移譲と併せて、現在、いわゆる骨太の方針等で指摘されているような地方交付税交付金のあり方についても、議論を深めていく必要がある。

Ⅲ 中・長期的な課題

1 中・長期的な税源移譲については、ある税の全ての権限移譲を含めた抜本的な税源移譲を行うべきであり、少なくとも、地方側で、ある程度の裁量権を持って自ら賦課徴収し得る部分の拡大を主張していくべきである。(抜本的税源移譲)

〔論点1〕全ての権限委譲を行った場合、都道府県、市町村どちらに税源を移譲するべきか。

〔論点2〕垂直的な税収の過不足をどう調整するか。(ex.地方から国への交付金等)

2 地方交付税的機能を有する税制度の構築により、国庫補助負担金、地方交付税依存から脱却するべきである。(新たな財政調整機能の構築)

〔論点〕税源移譲後、都道府県間の水平的財政調整をどうするのか。

(誰が調整を行うのか。ex.第三者機関による調整の可能性)

水平的調整の例 各自治体が地方税収の一定的比率を拠出し、それをどの自治体も人口一人あたり地方税収が全国平均値の90%以上になるように再配分するなど。

3 行政の効率化という観点から、現地での徵税の一本化を含めた共同税の創設も念頭において税源移譲のあり方を検討するべきである。(効率化と共同税)

〔論点1〕共同税の内容および税目の検討と租税体系全体の見直しが必要。

〔論点2〕垂直的な税収の過不足をどう調整するか。(ex.地方から国への交付金等)

4 抜本的な税源移譲や共同税の創設のためには、地方自治体の賦課徴収能力の強化が不可欠であり、現在の地方自治体職員の状況を踏まえて、その方策について検討するべきである。(地方における賦課徴収能力の強化)

〔論点〕現在の国と地方の税職員の状況、人事制度等の問題点整理など。

(ex.地方税務専門吏員の育成)

第8回「国と地方の税制を考える会」 滋賀県ワーキング

地方自治を阻害している国の関与事例調査

1 調査のテーマ

- 地方自治を阻害している国の関与について、本県における事例収集と調査手法の提示

2 調査のプロセス

[調査の前提]

調査の趣旨が反映されるよう事業担当者レベルの意見を集約することとし、調査の実施、まとめも職員で構成するワーキングチームで行った。

① 調査件数 1,147事業

（「施策評価」の対象事業と対象外事業の一部で、予算の細目事業レベル）

② 地方自治を阻害する国の関与についての有無、「有」とする場合の内容などについて書面照会

☞ 関与の有無については、地方の自律的な事業運営を制限しているかどうかの観点から判断

☞ 回答者を担当者またはグループリーダーとして具体的な事例を収集

③ ②の回答結果に基づき、さらに調査が必要な分野について担当者からヒアリングを実施。同時に「構想日本」が外部の視点からのチェックを実施

3 調査結果概要

● 関与を「有」とする事業 92事業

- ・ 調査件数 1,147事業のうちの 8%
- ・ 国の補助事業 441事業のうちの 21%

《関与の事例》

A. 採択要件・基準等の制限

- ・ 一律の補助メニュー、対象期間、補助単価等の設定が地域の主体性の発揮を阻害
- ・ 補助対象項目の限定により付随する事業の同時実施不可

B. 事業実施に不必要と思われる協議の実施

C. 国の補助事業における自治体の補助の義務付け

D. 同様の補助事業の省庁間の競合により事業実施に制約



4 今後の展開

- ① 各自治体が地域性も踏まえた調査を実施
- ② 複数団体の共同作業による検証
- ③ 国の関与の緩和、規制のあり方等に関するまとめ（通則のあり方）

(参考)

「国の関与」事例調査結果集計（部門別）

	調査件数 (A)	うち国庫支出 金有り(B)	関与有り (C)	関与の割合 (C/B (%))
総務・企画部門	144	30	4	13
環境・生活部門	199	57	21	37
健康福祉部門	228	129	45	35
商工観光労働部門	153	36	1	3
農政水産部門	190	103	10	10
土木交通部門	70	32	5	16
教育部門	163	54	5	9
計	1,147	441	91	21

地方自治確立法(案)の概要

【法案の趣旨】

- 「名義上の権限移譲」を行った地方分権一括法による形式的な分権改革を、「実質的な裁量権限の地方移譲」を行う実質的な分権改革として完成させる。
- 「三位一体改革」による地方分権の成果を目に見える形で住民に還元するため、国の法令規格を上回る地方の創造性を発揮できる環境を整備する。
- そのため、組織・財務・行政面での国による地方自治体規制(目公規制)を、通則法で一挙に解消する。

【法案の概要】

- 目的(第1条)、定義規定(第2条)
- 国の責務・地方公共団体の責務(第3条、第4条)
- 組織編成の簡素化等の特例(第5条)
- 財務運営の弾力化・効率化の特例(第6条)
- 自治事務の規制緩和と効率化の特例(第7条)

★ 構想日本は独立、非営利の政策シンクタンクです。「民」の立場で政策提言および、その実現のための活動を行っています。

地方自治確立法（案）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体がその自主性と創造性を十全に發揮して、行政組織の簡素化、規制緩和の推進、事務執行の効率化、民間の能力の活用その他の行財政運営の革新を進めるため、地方公共団体の組織編成及び行財政運営について地方公共団体が条例で自ら定めうる範囲を拡大することにより、地方自治の確立を図り、もって住民福祉の増進と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三第二項に規定する普通地方公共団体及び同条第三項に規定する特別区をいう。
- 二 条例等 条例（地方自治法第十四条第一項に規定する「条例」をいう。）及び規則（同法第十五条第一項に規定する「規則」をいう。）をいう。
- 三 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

（国の責務）

第三条 国は、地方公共団体がこの法律に基づいてする措置に関して、必要な助言、情報の提供、制度の改正等に係る地方公共団体からの要請等の処理その他の支援措置をとらなければならない。

2 国は、地方公共団体がその組織編成、財務運営又は自治事務に係る行政執行に関して、自主性と創造性を發揮してする次条の措置を妨げてはならず、また、地方公共団体がこの法律に基づいてした措置に関して、当該地方公共団体にいかなる不利益も与えてはならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その事務を処理するに当って最少の経費で最大の効果を挙げるため、行政組織の簡素化、規制緩和の推進、事務執行の効率化、民間の能力の活用その他の行財政運営の革新に、常に最善の措置をとらねばならない。

2 地方公共団体は、その実施する事務及び事業について、事業効果（当該事務又は事業に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が行政運営、住民生活又は地域社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込ま

れる影響をいう。以下本条において同じ。) 及び当該事務及び事業に要した経費を合理的な手法を用いてできる限り定量的に把握し、必要性、効率性、住民の満足度又は有効性その他の観点から当該事務又は事業を評価してその結果を当該政策に適切に反映させるとともに、当該評価の結果を住民に公表するよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体がこの法律に基づき法令の規定にかかわらずとする措置は、当該法令の規定に基づく措置の事業効果を高め、当該法令の目的をより効率的かつ効果的に達成するものとなるようにしなければならない。

(地方公共団体の組織編成等の簡素化等の特例)

第五条 地方公共団体は、行政組織の簡素化を図り又は効率的な組織編成を図るため、条例等により次の各号に掲げる委員会の事務を長の事務に移管するときは、当該委員会について規定する他の法令の規定にかかわらず、当該委員会を設置することを要しない。

- 一 教育委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会
- 六 農業委員会
- 七 固定資産評価委員会

- 2 地方公共団体は、行政組織の簡素化を図り又は効率的な組織編成を図るため、法令に基づき地方公共団体が設置することとされている審議会等（審議会、審査会、管理会その他名称のいかんを問わず、地方公共団体の執行機関が行う手続に関与する合議制の機関をいう。）について、他の法令の規定にかかわらず、条例等の定めるところにより当該審議会等を設置しないことができる。
- 3 地方公共団体は、行政組織の簡素化を図り又は効率的な組織編成を図るため、他の法令の規定にかかわらず、条例等で定めるところにより、議会、長又は委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関の事務局、局部その他の事務部局の部課の数を増やし又は減ずることができる。
- 4 地方公共団体は、地方公共団体の執行機関が任命すべき職員で法令により一定の資格を有する者を任命すべきこととされているものについて、他の法令の規定にかかわらず、条例等の定めるところにより当該一定の資格を有しない者を任命することができる。

(地方公共団体の財務運営の効率化等の特例)

第六条 地方公共団体は、弾力的かつ効率的な財務運営を行うため、地方自治法第九章（第二百三十六条、第二百四十二条から第二百四十二条の三及び第

二百四十三条の五を除く。) 及び地方公共団体の財務について規定した他の法令の規定にかかわらず、条例等で定めるところにより、予算、収入、支出、決算、契約、現金及び有価証券、財産その他の地方公共団体の財務について特別の定めをすることができる。

(自治事務に関する規制緩和と行政執行の効率化等の特例)

第七条 地方公共団体は、規制緩和を推進し、効率的な行政執行をし又は地域の特性に応じた規制をするため、自治事務（地方自治法第二条第八項に規定する「自治事務」をいう。）について、他の法令の規定にかかわらず、条例等の定めるところにより、法令の規定と異なる規制をし若しくは法令の規定する規制をせず、又は法令の規定と異なる基準若しくは態様で規制の執行をすることができる。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【参照条文】

第2条（定義）関係

[地方自治法]

第一条の三

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第7条（地方公共団体の財務運営の効率化等の特例）関係

[地方自治法]

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中止、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課

若しくは微収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講すべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。
- 6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
- 8 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
 - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
 - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。
- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
 - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
 - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行なわない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内
 - 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不变期間とする。
- 4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
- 5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- 6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
- 7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
- 8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第百四十七条第一号の請求とみなす。

- 9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。
- 10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。
- 11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。
- 12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。
- 3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。
- 4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。
- 5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

（政令への委任）

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調整の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

第8条（自治事務に関する規制緩和と行政執行の効率化等の特例）関係

[地方自治法]

第二条

- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

「三位一体の改革」の実現に向けた取組について

国・地方を通じた税財政改革いわゆる「三位一体の改革」については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、国庫補助負担金を4兆円程度廃止・縮減するとともに、基幹税の充実により税源移譲するという方向性が示され、税源移譲に当たっては、廃止する事業のうち引き続き地方が実施するものについては8割程度を、義務的事業については、徹底的な効率化の上所要の全額を移譲することとされました。

しかしながら、改革内容の具体化については、今後の国の予算編成過程に委ねられてしまい、必ずしも地方の側が主導権を握れる状況でなくなっていることから、この改革が本来の改革の趣旨に沿った形で実現できるか大いに懸念されるところであります。

そもそも今回の改革の目的は、言うまでもなく地方分権の確立であり、国と地方の歳出が4：6であるのに対し、国税と地方税の割合が6：4となっている現状を改めるとともに、地方が歳入および歳出両面での自由度を高めることにより、自らの権限と責任において政策を決定・実施できるようにしていく必要があります。このためには、権限に見合う自主財源の確保、すなわち地方税源の充実を最優先で実現していかなければならないことから、今回の「三位一体の改革」においても、税源移譲を改革の基軸に据え、これを起点として議論していかなければならぬと考えます。

これまで各地方自治体や経済界において様々な議論がなされ、いくつかの提案もなされているとおり、改革の実現に向けて様々な論点やアプローチが考えられます。

しかしながら、来年度の予算編成作業が始まろうとしている現段階においては、中長期的に考えていくべき課題と当面実現すべき課題を整理して対応していくことが必要であることから、平成16年度の予算編成に向けた当面の対応としては、税源移譲の実現を中心据え、全国知事会として次の3点を政府に申し入れるべきと考えます。

- 1 三位一体改革の具体化に当たっては、まず税源移譲の税目および総額を定めること。
この際、基幹税たる消費税および所得税、特に安定性のある消費税を中心として税源移譲することとし、「基本方針2003」において示された4兆円は、現行の地方消費税率1%を3%に改定し、地方に移譲すること。
- 2 国庫補助負担金の廃止・縮減については、災害復旧事業など真に国が責任を負うべきもの以外を対象として、税源移譲された額の範囲内で行うこと。
- 3 地方交付税の改革については、財源保障機能および財源調整機能を堅持しつつ、地方の財政運営に支障をきたさないよう所要額を確保すること。

税源移譲の考え方

平15当初予算額

消費税（税率4%） 9兆4,890億円

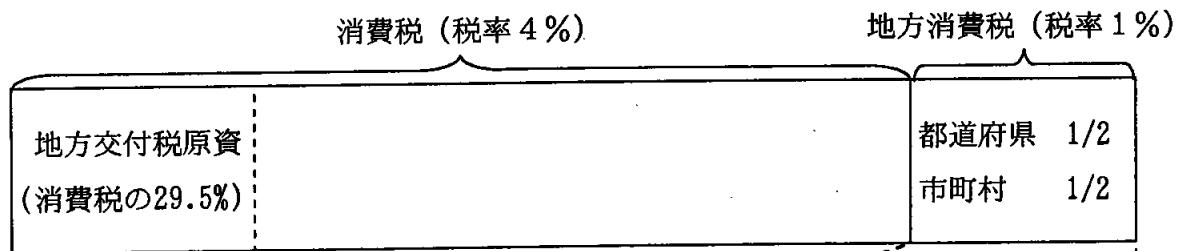
地方消費税（税率1%） 2兆3,972億円

「骨太の方針第3弾」による国庫補助負担金の廃止・縮減額 4兆円

$$4\text{兆円} \div 2\text{兆}3,972\text{億円} = 2\%$$

【参考】税源移譲イメージ

(現行)



(移譲後)

